
令和2年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

令和2年3月18日(水)

1. 議事日程第5号

令和2年3月18日(水) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 委員会発議
 玖珠町議会委員会条例の一部改正について
 - 第 5 議員派遣について
 - 第 6 委員会の閉会中の継続調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 委員会発議
 玖珠町議会委員会条例の一部改正について
 - 日程第 5 議員派遣について
 - 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員(14名)

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	大野元秀
9 番	宿利忠明	10 番	河野博文

11番 秦 時 雄

12番 高 田 修 治

13番 藤 本 勝 美

14番 石 井 龍 文

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 村 木 賢 二

議事庶務班主幹 山 本 恵 一 郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宿 利 政 和

教 育 長 梶 原 敏 明

総 務 課 長 石 井 信 彦

政策法務課長 繁 田 良 一

基地対策室長 清 原 洋 一

税 務 課 長 秋 好 英 信

福祉保健課長兼
子育て世代
包括支援センター
設立準備室長 西 村 正 明

住 民 課 長 藤 原 八 栄

建設水道課長 穴 井 智 志

建設水道課
水道室長 長 柄 義 正

農 林 課 長 藤 林 民 也

人権確立・
部落差別解消
推進課長 瀧 石 裕 一

会計管理者兼
会 計 課 長 江 藤 幸 徳

教育総務課長兼
学校給食センター所長 横 山 芳 嗣

学校教育課長 佐 藤 貴 司

社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長兼
久留島武彦
記念館事務局長 長 尾 孝 宏

社会教育課
参 事 吉 野 弥也子

農 業 委 員 会
事 務 局 長 渡 邊 克 之

監 査 委 員
事 務 局 長 時 枝 弘 法

監 査 委 員 河 野 好 美

総務課長補佐兼
行政班主幹 神 田 裕 一

午前10時00分開議

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席の利用は報道関係者のみとしております。また、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

執行部につきましては、企画商工観光課衛藤課長からの欠席届出が提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（石井龍文君） 日程第1、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松下善法君。

○予算常任委員長（松下善法君） 予算常任委員会報告。

令和2年第1回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第29号から議案第42号までの14議案について、3月4日、5日の2日間、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

1 議案第29号 令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）

総務課長から、令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について概要の説明があり、その後、担当課長から科目ごとの説明を受けました。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,772万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ89億7,031万9,000円とするものです。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債をそれぞれ補正するものです。

補正の主な内容は次のとおりです。

○玖珠町ホームページCMSシステム構築に要する基金積立てを実施

○携帯電話不感地域解消事業に伴う経費を計上

○学力向上推進事業基金の積立てを実施

○公共施設等総合管理基金の積立てを実施

○そのほか、決算見込みによる調整

主な質疑は次のとおりです。

(問) 企業誘致促進費サテライトオフィス整備事業の繰越し理由は何か。

(答) 事業者との協議に時間がかかり、繰越しとなりました。

(問) 八幡小学校移転工事は新年度までに間に合うのか。

(答) 4月1日移転に間に合うように対応します。引っ越しは3月末までに実施予定です。外部工事の遊具移転工事が4月以降となるため繰越しとなります。

(問) 再編関連訓練移転等交付金の件は、オスプレイが使われたときだけということでもいいのか。

(答) 日米共同訓練等でオスプレイが使用された場合に、翌年度に配分される交付金です。

(問) 有効に活用すべきプレミアム付商品券事業について、歳入歳出に大きな減額が生じているのはどこに問題があったのか。

(答) 利用者の減少によるもので、特に非課税の方の利用が3割となったのには、以前あった臨時福祉給付金と異なり、商品券購入時にお金がかかることが原因だと考えられます。それを緩和するため販売方法も工夫したところですが、解消できませんでした。

(問) 9月補正で追加した玖珠駐屯地周辺の中野原水路のり面改修事業が進んでいない理由は何か。

(答) 耕地災害の入札不調等もあり、3月までの完成が難しいということで、本年度分は設計委託のみ実施し、新年度当初に工事費を計上しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 次の議案第30号から議案第35号までの令和元年度各特別会計及び水道事業会計予算については、いずれも決算見込みによる補正です。

議案第30号 令和元年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 令和元年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 令和元年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和元年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和元年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和元年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）

審査の結果、以上の6議案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第36号 令和2年度玖珠町一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億3,700万円、前年度比1億7,700万円増、伸び率2.0%となっています。

主要な事業は次のとおりです。

○玖珠町第6次総合計画策定事業375万4,000円

○防災行政無線デジタル化事業費2億4,194万円

○北山田自治会館の建設1億4,629万5,000円

○公共施設多機能化推進事業4,397万7,000円

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 三日月の滝の事業内容は何か。

(答) 水中ポンプの入替えや美食庵を開放してトイレを使うよう考えています。

(問) シルバー人材センターの補助の減額と、法人化の予定についてはどうなっているか。

(答) 本年度中に法人化の手続きを終え、次年度より法人としての活動を開始します。法人化により国の補助が入るので、減額となります。

(問) 外出支援サービスについては、一律は不公平ではないかとの意見があるが、見直しはできたのか。

(答) 現行どおりです。現在、アンケート等を踏まえ、検討中です。

(問) 外出支援のバス・タクシーで、総務課が関係課を集め、住民サービス向上に向け、調整をすべきではないか。

(答) 令和2年度は、第6次総合計画策定の年であり、事業全体をゼロから見直すべきと考え、関係課及び広く住民の声を聴いて検討します。また、過疎バス、タクシー券、スクールバスの活用など公共交通の在り方について、行革の観点から見直しが必要であると思っています。

(問) 玖珠美山高校の支援補助金は拡充されているのか。また、部活動支援の内容はどのようになっているのか。

(答) 前年度の当初と補正の合算額で増額となっています。150万円がホームステイ、50万円が運動部、20万円が文化部の支援です。

(問) 農村地域防災減災事業のため池の廃止・改修は仕分の上での計上か。

(答) 調査、仕分をした上で、天道ため池と八幡の重下池を計上しています。

(問) メルヘンの森ホッケー場のボーリング事業は、周辺地域と協議はできているのか。

(答) 周辺地域の水源は別にあり、今回のボーリング事業には支障がないことを確認しています。

(問) 長匆線事業は、あと何年かかるのか。今後の予算はどれぐらいかかるのか。

(答) 令和5年度までを想定しています。残り事業は1億6,500万円程度と試算しています。

(問) 玖珠町青果市場跡地購入後の用途は、スクールバスの駐車場としても考えているのか。

(答) スクールバスの専用駐車場としては考えていません。来客用駐車場の慢性的な不足解消のための購入を計画しています。青果市場には、建物内20台、建物外に50台程度確保できる見込みです。

(問) 第6次総合計画策定のスケジュールはどうなっているのか。

(答) 令和元年度、住民の意向調査や委員会での意見の集約、4月以降、各地区訪問、スタートは令和3年4月1日施行、令和2年度中に完成させる計画です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第37号 令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,935万8,000円となっています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 貸付事業の国や県下の状況はどうですか。

(答) どこも同じ状況にあります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第38号 令和2年度玖珠町簡易水道特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,350万5,000円となっています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第39号 令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,302万6,000円となっています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今後、健康寿命を延ばす取組をどう考えているのか。

(答) 早め早めの予防が必要であり、また特定健診の率を上げるように努力が必要だと考えています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第40号 令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,916万6,000円となっています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第41号 令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,280万5,000円となっています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第42号 令和2年度玖珠町水道事業会計予算

収益的収入及び支出の予定額は、収入2億2,497万5,000円、支出1億9,059万7,000円、資本的収入及び支出の予定額は、収入70万4,000円、支出1億5,612万5,000円となっています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案14件の審査結果の報告を終わります。

なお、予算常任委員会は、出された様々な質疑等については別紙を添付しておりますので、これを真摯に受け止め、予算の執行に反映されますよう申し添えます。

終わります。

○議長(石井龍文君) 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長(松本真由美君) おはようございます。

総務建設農林常任委員会報告を行います。

令和2年第1回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案14件について、3月11日、執行部出席の下、委員全員で審査した結果を報告します。

1 議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、令和2年4月1日より施行される地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例の整備を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第9号 玖珠町監査委員条例の一部改正について

本案は、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、玖珠町監査委員条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第11号 玖珠町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について

本案は、携帯電話の不感地域解消に向けて、携帯電話等エリア整備事業の補助金を利用するに際し、通知により国が定めた標準的な負担割合に従って事業者から徴収する分担金の割合を見直すものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 他の不感地域の事業は行わないのか。

(答) 要望があっても、携帯電話事業者の事業実施の意向がなければ事業はできないことから、引き続き協議を進めていきます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第14号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

本案は、民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されたこと並びに国等との均衡を考慮して、職員の時間外勤務等に関し必要な事項を定めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第15号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（その1）

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴う非常勤特別職の任用を見直し、また玖珠町立くす星翔中学校が開校したことにより、玖珠町新中学校開校推進協議会が廃止されたため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 会計年度任用職員はパートタイムかフルタイムか。

(答) 制度としてはどちらもありますが、基本的にはパートタイムを予定しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第16号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（そ

の2)

本案は、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、内部統制が機能する仕組みづくりの一環として、監査体制の強化を図るため、監査委員の報酬を改定するものです。なお、議会選出の監査委員については、改定は見送ることとしています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第17号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、自己の所有する自宅に居住する職員に対し、支給する住居手当を廃止するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 国と県は早くから取り組んだが、どうして今になったのか。

(答) 県下でも取組はまちまちですが、令和2年4月で経過措置なく完全に廃止となるのは大分市、姫島村、玖珠町の3市町村になる見込みです。

(問) 廃止することで、どのくらいの削減になるのか。

(答) 年間213万円程度の削減を見込んでいます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第18号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、玖珠町ホームページの更新に伴う保守運用の経費に再編関連訓練移転等交付金を財源として充当する基金を造成し、また公営塾の運営事業の経費に特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として充当する基金を造成するため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 再編関連訓練移転等交付金は、次年度からは積立てがないということによいのか。

(答) 令和元年度のみ積立てで、今後5年間で事業に充当する予定です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第21号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日に施行されることに伴い、保証人制度の見直しと併せて条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 住宅の空き家の状況と計画はどうなっているか。

(答) 現在、58戸の空き家があります。老朽化した住宅や建て替え計画のある住宅、また事業計画地域で用途廃止を予定している政策空き家を含んだ数です。町内に点在する空き家については、池の原住宅は地理的条件がよいので、将来的に集積的団地を計画しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第23号 玖珠町交通安全の保持に関する条例の一部改正について

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、非常勤特別職である交通安全指導員を有償ボランティアとして委嘱するため、条例の一部を改正するもの

です。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 有償ボランティアとは、どのような業務が当てはまるのか。

(答) プール監視員や集落支援員等があります。例えば、シルバー人材センターの業務の提供は、有償ボランティアに該当すると思われます。

(問) 有償ボランティアは、けがや事故の補償があるのか。

(答) 町が保険に加入して対応します。

(問) 何らかの規定が必要ではないのか。

(答) 要綱等を検討していきます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第24号 玖珠町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

本案は、一部改正法による地方自治法の条項ずれに伴う例規整備を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第25号 玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、木牟田簡易水道、内河野簡易水道、小野原簡易水道をそれぞれの給水施設へと移行するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第26号 玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について

本案は、内河野簡易水道、小野原簡易水道、木牟田簡易水道をそれぞれの給水施設へと移行するに当たり、当該簡易水道に係る規定の整備を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第27号 旧慣による公有財産の使用権の一部廃止について（古後下河内地区）

本案は、県道平原耶馬溪線災害防除事業に伴い、下河内組が旧慣権を保有する大字古後字下河内745番の1の一部を大分県に売却するため、旧慣の一部を廃止するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に付託を受けました議案14件について、審査結果の報告を終わります。

なお、本常任委員会の議案審議を行うに当たり、関連質疑で携帯電話不感地域解消事業、町営住宅の計画など、町民の暮らしが向上するための事業にさらに取り組むよう求めました。

また、議案の提出理由等を今まで以上に詳しく参考資料に記載するなどの要望が出され、執行部としても検討していくとの回答がありました。

今後も、常任委員会と執行部が一丸となって、住民サービスの向上に取り組むことを確認しました。

○議 長（石井龍文君） 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君） 企画民生教育常任委員会報告。

令和2年第1回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案10件について、3月12日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第5号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、旧森中学校校舎の一部をサテライトオフィスとする整備と、くす星翔中学校のスクールバスの運行経費に過疎債を充てて実施するため、計画の一部を変更するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第6号 辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の一部変更について

本案は、古後地区の大浦集会所の改築に辺地債を充てて実施するため、計画の一部を変更するものです。

主な質疑は次のとおりです。

（問）対象物件は傷んでいるが、次年度予算790万円で対応するのか。

（答）令和2年度に解体設計、除却、建築実施設計委託を行い、令和3年度に改築予定です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第7号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更について

本案は、日出生南部コミュニティセンターの簡易水洗トイレの整備に辺地債を充てて実施するため、計画の一部を変更するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第10号 玖珠町自治委員設置及び自治区活動活性化条例の一部改正について

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、非常勤特別職であった自治委員を有償ボランティアとして委嘱するため、条例の一部を改正するものです。

担当課長より、次の説明がありました。

今回の改正で特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化が行われ、自治委員に関しては、私人として委託するか有償ボランティアとして委嘱するか、国から示されました。町と委託する場合は事務負担がかかり、自己の責任において業務を行うことは厳しいことから、今回、有償ボランティアとしました。有償ボランティアとして任意の協力を求めることとなりますが、契約上の責任や義務を負うことはないとされており、任期を2年にすることができないため、毎年委嘱を行うこととしています。また、これまでの業務内容や手当等については、条例に当該規定を残すようにしています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) どのような経過で上程したのか。

(答) 非常勤特別職が厳格化されたことによって、どのような取扱いを受けるか、ほか自治体の様子を見ながら総務課が対象職種を拾い上げ、どのような対応にするか、個別に担当者と協議を行ってきました。その後、2月には自治委員代表者へ説明を行いました。

(問) 任期のほかに給与や保険等は変わらないのか。

(答) 任期以外は変わりません。保険は、新たに保険をつくって対応することになっています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第12号 玖珠町附属機関に関する条例の一部改正について

本案は、文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、玖珠町文化財保護審議会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

具体的には、非常勤特別職の厳格化により、これまで教育委員会規則で定めていた文化財調査員の制度について、上位法である文化財保護法の規定に基づき、玖珠町文化財保護審議会を新たに設置し、文化財調査員と同じ内容の趣旨、所掌事務などを新たに規則で定めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 調査員にはどのような方が選ばれているのか。

(答) 11名中8名が町内、3名が九重町となっており、それぞれ地理、植物、歴史、建造物、地質など様々な分野の方を選定しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第13号 玖珠町印鑑条例の一部改正について

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことにより、所定の要件を満たした成年被後見人についても印鑑登録申請を可能とするため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 対象となる人はどのような対応になるのか。

(答) 例えば、認知症の方などの成年被後見人が印鑑登録を行う場合、成年後見人とともに手続をすることで印鑑登録ができるものです。また、成年被後見人になる前に登録をされていた場合は、一度抹消登録をして、再度登録をすることとなります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第19号 玖珠町手数料条例の一部改正について

本案は、住民基本台帳法の改正に伴う住民票の除票の写し・戸籍の附票の除票の写しの交付の制度化及び番号利用法の改正に伴う個人番号通知カードの廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

具体的には、住民基本台帳法が改正されたことにより、住民票の除票の写し、戸籍の附票の除票の写しについて、その位置づけ及び交付の制度化、安全管理義務、不正な手段による取得の罰則化、保

存期限が5年から150年へ延長することなどによる改正と、個人番号通知カードの廃止による削除が改正内容となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第20号 玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

本案は、放課後児童支援員の配置が十分でないため、みなし支援員の経過措置を延長し、放課後児童支援員を確保するため、条例の一部を改正するものです。

具体的には、放課後児童支援員の要件である放課後児童支援員研修を修了した者とするものを、修了予定者を含むとする経過措置を2年間延長することにより、必要な放課後児童支援員を確保するためのものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第22号 玖珠町青少年健全育成協議会設置条例の一部改正について

本案は、くす星翔中学校に統合したことにより、生徒指導協議会が廃止されたため、条例の一部を改正するものです。

これまで、各中学校の校長が代表として参加をしていましたが、今後は、くす星翔中学校の校長が、その他学識経験者として参加をすることになります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第28号 玖珠町鹿倉休憩舎施設の設置に関する条例の廃止について

本案は、玖珠町鹿倉休憩舎施設の取壊しを行うため、条例を廃止するものです。

担当課より、次の説明がありました。

現在、休憩舎、トイレ、展望台の老朽化が進み、施設が使われていない状況となっており、利用するためには高額な改修費用が必要となることから、今後の利用は見込めないと判断し、施設の取壊しを行うため条例の廃止を提案するものです。保安林についての対応は、今後において十分県と協議を行っていきたいと考えています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 休憩舎を取り壊すよりも、解体して材料等売払い、ほかで再利用してもらうことなどできないか。

(答) 今回、当初予算で解体設計の委託料のみ予算化していますので、その中で活用ができないか、今後検討していきたいと思います。

(問) タイムスケジュールはどうなっているのか。

(答) 解体設計ができ次第になります。補正予算での対応も考えています。県からは、今後2年以内(令和3年度まで)に問題解決をしてほしいと言われていました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案10件について、審査結果の報告を終

わります。

なお、その他の質疑応答については、別紙にまとめて添付しています。

以上です。

○議長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議長（石井龍文君） 日程第2、これより討論を行います。

お諮りします。

議案第4号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は討論を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議 長（石井龍文君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第4号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第4号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の一部変更についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の一部変更についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、玖珠町監査委員条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、玖珠町自治委員設置及び自治区活動活性化条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、玖珠町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、玖珠町附属機関に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、玖珠町印鑑条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について(その1)についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（その2）についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、玖珠町基金条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、玖珠町手数料条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、玖珠町青少年健全育成協議会設置条例の一部改正についてに対する委員長報告

は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、玖珠町交通安全の保持に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、玖珠町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、旧慣による公有財産の使用権の一部廃止について(古後下河内地区)についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、玖珠町鹿倉休憩舎施設の設置に関する条例の廃止についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(石井龍文君) 起立多数です。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号から議案第35号までの6議案は、令和元年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第35号までの6議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第30号から第35号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第30号から議案第35号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和2年度玖珠町一般会計予算に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号から議案第42号までの6議案は、令和2年度特別会計及び水道事業会計の当初予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第42号までの6議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第37号から第42号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第37号から議案第42号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 委員会発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

○議長（石井龍文君） 日程第4、委員会発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第2号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第2号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、委員会の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長宿利忠明君。

○議会運営委員長（宿利忠明君） 発議第2号の説明をいたします。

発議第2号につきましては、12月に開催されました令和元年度第4回玖珠町議会定例会において議決した玖珠町行政組織条例の一部改正に伴い、玖珠町議会委員会条例に規定する各常任委員会の所管事項を一部改正する必要があると、今回、発議するものであります。

一部改正が必要となりましたのは、企画民生教育常任委員会の所管でありました「基地対策室の所管に属する事項」を、「基地・防災対策課に属する事項」として総務建設農林常任委員会に移管し、さらに企画民生教育常任委員会の所管に「子育て健康支援課に属する事項」を追加するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（石井龍文君） ただいま議会運営委員会委員長宿利忠明君から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第2号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

日程第5 議員派遣について

○議 長（石井龍文君） 日程第5、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。

今定例会より6月定例会までの議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長（石井龍文君） 日程第6、委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、各委員会の所掌事務及び目下各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されています。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

町長より、発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、令和2年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、報告、また御挨拶を申し上げたいというふうに思っております。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策のその取組につきまして、この場をお借りして報告を申し上げたいと思っております。

既に、昨日までの会議等の中で御報告をさせていただいているところもございますけれども、まず住民の皆様に対しましては、広くこのコロナウイルスの知識等々を周知、掌握をしていただくために、3月1日付の自治委員文書にて、改めて発熱や症状、それから受診の仕方、感染症予防、それからイベントの中止・延期の目安等々について記載しましたチラシを全戸配布いたしましたところがございます。

次に、本町が備蓄をしておりますマスクにつきまして、これは当面の措置でございますが、町内のこども園や放課後児童クラブ、幼稚園等の施設及び里帰りでお産の予定をされておる方を含む妊婦の方に合計で1万枚を配布することといたしており、具体的に、今、その方法等を準備している段階でございます。このほかにも、町内の医療機関や福祉施設におきまして、一部でマスクが不足しているとの情報もございます。これについては、大分県や国の動向などを鑑みまして、今後、必要な措置を講じていきたいと考えているところでございます。

また、国の事業ではございますけれども、保育所等において、マスクや空気清浄器等の購入による感染拡大防止対策に係る支援の緊急予算措置、これ、国の示す内容は、1施設当たり50万円以内、全額国庫補助という内容が示されたことから、本町といたしても、これを取り組むことといたしまして準備を検討している段階でございます。

また同じく、国から新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策事業といたしまして、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に罹患、かかった被保険者の方、これは発熱等の症状があつて感染が疑われる方も含みますけれども、そういった方々の傷病手当金を支給いたします市町村に対して、支給額全額を国が特例的に財政支援を行うということが盛り込まれたことから、玖珠町におきましても、これは後日、詳細は国から示されますが、その内容や資料等を参考にしながら、必要な条例の改正や予算計上につきまして、これは一日でも早い対応をしてみたいと考えているところでございます。

さらに、経済対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高の減少等の影響を受けることが懸念されます町内の中小企業・小規模事業者に対する対応につきまして、現在、担当課におきまして情報収集や支援施策の研究を行っている段階でございます。国、県の金融支援施策の動向も鑑みながら、玖珠町独自の支援事業も講じる必要があると考え、検討を重ねているところでございます。その内容が固まり次第、議員各位には報告をさせていただくように考えておりますので、これからの諸対策におきましては、時期を逸することなく、可能な限り速やかに対応してみたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りたいと考えているところでございます。

また、町民の皆さんや団体、事業所等に対する情報提供につきましては、ホームページのトップの画面に一元的に確認ができるように、今、その検索項目を集約化しております。これらについても、適宜情報を更新しながら情報提供に努めてまいりたいと思いますし、さらに必要に応じまして防災無

線等も活用しながら、町民の皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、新型コロナウイルスに関する報告を終わりたいと思います。

さて、今定例会は、去る2月27日から本日までの21日間の会期でありました。議員各位には、年度末の公私とも大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、私どもが提案させていただきました令和2年度一般会計当初予算案など合計39議案につきまして御審議を賜り、いずれの議案につきましても御承認を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

今回の本会議並びに常任委員会等で拝聴いたしました貴重な御意見、御提言につきましては、これらを真摯に受け止めまして、今後のまちづくり、町政執行に当たって生かしてまいりたいと気持ちを新たにしているところでございます。

例年であれば、桜の開花、春の訪れを待ち遠しく感じる時期でもございますが、今年は、御案内のとおり、新型コロナウイルスの拡大がございまして、送別会、懇親会等もなかなか開けないという状況でございます。まちの活性化のためにも、いち早く終息することを願っているところでございます。

今後、万が一に備えてあらゆることを想定しながら、怠りのない体制も構築をしていきたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましても、体調管理に十分御留意をされまして、今後とも町政発展のため、ますます御尽力・御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げまして、令和2年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和2年第1回定例会は、去る2月27日開会以来、本日まで21日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても始終極めて真摯な御審議をいただき、いずれも重要な案件について適切な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営に御協力をいただきまして感謝申し上げます。

宿利町長におかれましては、今議会における施政方針で述べられました思い、お考えをこれからの町政発展のために御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

今年は、新年早々から新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態が引き起こり、日本中、世界中の人々の平穏な生活が脅かされております。

玖珠町においては、今のところ感染者は出ておりませんが、交通機能の発達した現代において、いつ感染者が出てもおかしくない状況であります。

玖珠町議会においても、恐らく初めての対応だろうと思いますが、議場内のマスク着用や、感染防止のために、議会の傍聴について住民の皆様にも自粛をお願いしなければならないという事態になってしまいました。

また、町内における小・中学校の卒業式も、関係者のみの参加における規模縮小による実施や、各種イベントの中止や延期など、玖珠町内の全てのまちづくり活動に大きな影響をもたらしています。

本来であれば、桜の開花など春の気配を感じられるようになり、小・中学校や高校の新学期スタートなど爽やかな心弾む時期でもあります。一日も早く感染拡大の危機を乗り越え、新しい年度、令和

2年度のまちづくりに取り組んでいけることを願うものです。

結びに、3月31日付をもちまして定年を迎えられます職員の方々をはじめ、今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のため御尽力をいただき、議会を代表いたしましてお礼を申し上げます。長い間、大変お疲れ様でした。今後の人生は、健康に御留意されまして、培われました経験を生かし、まちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。

これをもちまして、令和2年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月18日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 横山弘康

署名議員 松本真由美